

物価高騰支援給付金のご案内

- 6月3日時点で敦賀市に住民登録があり、世帯全員の定額減税前の令和6年度住民税所得割が0円の世帯に給付金を支給します。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

敦賀市が確認書を受領した日から約2～3週間後が目安です。

給付金の支給手続き

- 確認書の内容を確認・記入のうえ、返信用封筒で**返信してください。**
- 記入にあたり**必ず下記の内容を確認してください。**



- 令和5年度に敦賀市や他自治体で同様の給付金を受けた世帯主がないこと
- 住民税課税者の扶養者のみの世帯ではないこと
- 世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと

返信期限

令和6年10月31日（木）必着

非課税世帯等に対する給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

不審な電話や郵便があった場合は、敦賀市や警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡下さい。



お問い合わせ

敦賀市経済対策世帯給付金コールセンター



0770-22-1180

受付時間 平日8:30～17:15

※平成18年4月2日以降の子どもが同世帯にいる場合、子ども1人あたり5万円の加算給付があります。

対象者には同日に関係書類を送付していますので、ご確認ください。